

株 主 各 位

第21回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく

交付書面に記載しない事項

- ・ 新株予約権等の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

ジェイファーマ株式会社

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 7 回 新 株 予 約 権	第 1 0 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2023年11月28日	2025年4月1日
新 株 予 約 権 の 数		6,393個	74,600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 31,965株 (新株予約権1個につき 5株)	普通株式 373,000株 (新株予約権1個につき 5株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 5円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 5円 (1株当たり 1円)
権 利 行 使 期 間		2023年11月29日～ 2033年11月28日	2025年4月2日～ 2035年4月1日
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
役 員 の 保有状況	監査等委員でない取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 6,393個 目的となる株式数 31,965株 保有者数 1名	新株予約権の数 68,000個 目的となる株式数 340,000株 保有者数 2名
	監査等委員でない社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査等委員である取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 6,600個 目的となる株式数 33,000株 保有者数 3名

- (注) 1. ① 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使する時点において、継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合及び新株予約権者の退任又は退職の時点において、本号④の定めに基づき当該新株予約権が行使可能な上限数とされていた数を上限として新株予約権を行使する場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権は、上記に定める権利行使期間の開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日まで行使できないものとする。

④ 新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて別段の決定がなされた場合を除き、新株予約権を行使する場合、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を行使可能な上限数とする。なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた数とする。

イ) 割当日において部長職以上の職位にある者（監査等委員である取締役を除く）

割当日から12か月を経過した日から割当日から60か月を経過するまでの行使期間：20%に、割当日から12か月を経過した日以降に経過した月数に1.67%を乗じた割合を加算した割合

割当日から60か月を経過した日から本新株予約権の権利行使期間の最終日までの行使期間：100%

ロ) 割当日において監査等委員である取締役である者

割当日から2024年11月30日までの行使期間：50%

2024年12月1日から2025年6月30日までの行使期間：50%に、2024年12月1日以降に経過した月数に7.14%を乗じた割合を加算した割合

2025年7月1日から本新株予約権の権利行使期間の最終日までの行使期間：100%

ハ) 割当日において従業員（部長職以上の職位にある者を除く。）である者

割当日から12か月を経過した日から割当日から48か月経過するまでの行使期間：25%に、割当日から12か月を経過した日以降に経過した月数に2.08%を乗じた割合を加算した割合

割当日から48か月を経過した日から本新株予約権の権利行使期間の最終日までの行使期間：100%

⑤ 上記③の定めにかかわらず新株予約権者は、当社の被買収に際して、買収に係る法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、行使日において上記④の定めに従って行使することができる数の新株予約権を行使することができるものとする。

⑥ 第4回新株予約権、第5回新株予約権又は第6回新株予約権の全部又は一部を行使した場合、本新株予約権を行使できない。

2. ① 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権は、権利行使期間の開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日まで行使できないものとする。

③ 本号②の定めにかかわらず新株予約権者は、当社の被買収に際して、買収に係る法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、行使日において本号③の定めに従って行使することができる数の新株予約権を行使することができるものとする。

3. 2025年12月26日開催の臨時取締役会決議により、2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより新株予約権1個当たりの株式数が調整されており、調整後の株式数を記載しております。

(2) 当事業年度中に従業員等に対し交付した新株予約権の状況

		第 1 2 回 新 株 予 約 権	第 9 - 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2025年6月30日	2025年11月13日
新 株 予 約 権 の 数		15,000個	6,000個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 75,000株 (新株予約権1個につき 5株)	普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき 5株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 5円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 5円 (1株当たり 1円)
権 利 行 使 期 間		2025年7月1日～ 2035年6月30日	2025年11月14日～ 2035年2月25日
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
従業員への 交 付 状 況	当 社 従 業 員	新株予約権の数 15,000個 目的となる株式数 75,000株 交付者数 4名	新株予約権の数 6,000個 目的となる株式数 30,000株 交付者数 1名

		第 1 2 - 2 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2025年11月13日	
新 株 予 約 権 の 数		4,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	20,000株
		(新株予約権1個につき	5株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり	5円
		(1株当たり)	1円)
権 利 行 使 期 間		2025年11月14日～ 2035年6月30日	
行 使 の 条 件		(注) 1	
従業員への 交付状況	当 社 従 業 員	新株予約権の数	4,000個
		目的となる株式数	20,000株
		交付者数	1名

(注) 1. ① 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使する時点において、継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合及び新株予約権者の退任又は退職の時点において、本号④の定めに基づき当該新株予約権が行使可能な上限数とされていた数を上限として新株予約権を行使する場合はこの限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

③ 新株予約権は、上記に定める権利行使期間の開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日まで行使できないものとする。

④ 新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて別段の決定がなされた場合を除き、新株予約権を行使する場合、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を行使可能な上限数とする。なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた数とする。

イ) 割当日においてディレクター又は部長職以上の職位にある者

割当日から12か月を経過した日から割当日から60か月を経過するまでの行使期間：20%に、割当日から12か月を経過した日以降に経過した月数に1.67%を乗じた割合を加算した割合

割当日から60か月を経過した日から本新株予約権の権利行使期間の最終日までの行使期間：100%
ロ) 割当日において従業員（ディレクター又は部長職以上の職位にある者を除く。）である者
割当日から12か月を経過した日から割当日から48か月経過するまでの行使期間：25%に、割当日から12か月を経過した日以降に経過した月数に2.08%を乗じた割合を加算した割合

割当日から48か月を経過した日から本新株予約権の権利行使期間の最終日までの行使期間：100%

⑤ 上記③の定めにかかわらず新株予約権者は、当社の被買収に際して、買収に係る法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、行使日において上記④の定めに従って行使することができる数の新株予約権を行使することができるものとする。

2. ① 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使する時点において、継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合及び新株予約権者の退任又は退職の時点において、本号④の定めに基づき当該新株予約権が行使可能な上限数とされていた数を上限として新株予約権を行使する場合はこの限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

③ 新株予約権は、上記に定める権利行使期間の開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日まで行使できないものとする。

④ 新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて別段の決定がなされた場合を除き、新株予約権を行使する場合、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を行使可能な上限数とする。なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた数とする。

イ) 割当日においてディレクター又は部長職以上の職位にある者（監査等委員である取締役を除く）

割当日から12か月を経過した日から割当日から60か月を経過するまでの行使期間：20%に、割当日から12か月を経過した日以降に経過した月数に1.67%を乗じた割合を加算した割合

割当日から60か月を経過した日から本新株予約権の権利行使期間の最終日までの行使期間：100%

ロ) 割当日において従業員（ディレクター又は部長職以上の職位にある者を除く。）である者

割当日から12か月を経過した日から割当日から48か月経過するまでの行使期間：25%に、割当日から12か月を経過した日以降に経過した月数に2.08%を乗じた割合を加算した割合

割当日から48か月を経過した日から本新株予約権の権利行使期間の最終日までの行使期間：100%

⑤ 上記③の定めにかかわらず新株予約権者は、当社の被買収に際して、買収に係る法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、行使日において上記④の定めに従って行使することができる数の新株予約権を行使

することができるものとする。

3. 2025年12月26日開催の臨時取締役会決議により、2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより新株予約権1個当たりの株式数が調整されており、調整後の株式数を記載しております。
4. 上記新株予約権のうち、第12-2回新株予約権については、その後、新株予約権者の退職に伴う放棄により消滅しております。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

		第 1 3 回 新 株 予 約 権	第 1 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2025年6月30日	2025年6月30日
新 株 予 約 権 の 数		4,000個	4,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき 5株)	普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき 5株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 5円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 5円 (1株当たり 1円)
権 利 行 使 期 間		2025年7月1日～ 2035年6月30日	2025年7月1日～ 2035年6月30日
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
その他の交付状況	社外協力者	新株予約権の数 4,000個 目的となる株式数 20,000株 交付者数 1名	新株予約権の数 4,000個 目的となる株式数 20,000株 交付者数 1名

- (注) 1. ① 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権は、上記に定める権利行使期間の開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日まで行使できないものとする。
- ③ 本号②の定めにかかわらず新株予約権者は、当社の被買収に際して、買収に係る法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、行使日において行使することができる数の新株予約権を行使することができるものとする。
2. ① 新株予約権は、上記に定める権利行使期間の開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日まで行使できないものとする。
- ② 上記①の定めにかかわらず新株予約権者は、当社の被買収に際して、買収に係る法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、行使日において行使することができる数の新株予約権を行使することができるものとする。
3. 2025年12月26日開催の臨時取締役会決議により、2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより新株予約権1個当たりの株式数が調整されており、調整後の株式数を記載しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)経営理念及び行動規範の趣旨徹底を図ることにより、役職員のコンプライアンス意識の醸成及び向上に努めるものとする。

(2)役職員は、法令、定款、株主総会決議、取締役会決議及び社内規程等の定めに従い、職務を執行するものとする。

(3)社外取締役を設置して、取締役の職務執行に対する牽制並びに監督機能の向上を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に努めるものとする。

(4)内部監査を徹底して、使用人の法令、定款及び社内規程等の遵守状況を確認し、必要に応じて是正を講ずるものとする。

(5)内部通報制度を設けるほか、コンプライアンスに関する教育研修を実施して、コンプライアンス体制の充実に努めるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

議事録、稟議書及び職務執行に係る重要な情報が記載されたその他の文書等は、法令及び文書管理規程等に基づき、電磁的記録又は文書により、秘密保持に万全を期して保存するとともに、適時に閲覧できるよう検索性の高い状態での管理に努めるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制につきましては、取締役会、監査等委員会、内部監査担当者が連携し、さらに、リスク・コンプライアンス委員会でのリスク管理を通じて、経営活動に重大な影響を及ぼす懸念のあるリスクを迅速に認識できるような体制づくりに努めるものとする。また、具体的な対応については、その必要度に応じて、弁護士、監査法人、税理士などの専門家と協議し、迅速かつ適切な対処ができるような体制づくりに努めるものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役会を毎月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の職務執行を監督するものとする。

(2)取締役は、取締役会で決定した経営の基本方針等の下に職務執行するとともに、その執行

状況を取締役会に報告するものとする。

(3)業務分掌規程、決裁権限基準及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく職務執行について、迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築するものとする。

- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、それらの取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びにそれらの取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1)監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。
 - (2)当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等には、監査等委員会の同意を得たうえで行うものとし、業務執行者からの独立性を確保する。
 - (3)当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事する。
- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及びその他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1)監査等委員会は、法律に定める事項の他、取締役及び使用人が監査等委員会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受けるものとする。
 - (2)取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、職務の執行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する事実を遅滞なく報告するものとする。
 - (3)監査等委員会は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。監査等委員は、取締役会へ出席するほか、必要に応じて経営会議及びその他の重要な会議に出席して、又はその議事録等を閲覧するものとする。
- ⑦ 前6号の報告をした者（以下「報告をした者」という。）が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1)当社は、報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
 - (2)監査等委員は、取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。

(3)監査等委員会は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその開示を求めることができる。

- ⑧ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに処理をする。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

(2)監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当とも連携して監査の実効性を確保する。

(3)監査等委員の過半数は社外取締役とし、監査の透明性を確保する。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

- ⑪ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。

(2)取引開始に際して、取引先の反社会性を検証するものとする。

(3)取引先に反社会性が確認された場合は、速やかに取引を解消するものとする。

(4)平素から、法律顧問及び警察等の外部専門機関と連携して情報収集に努めるとともに、有事における対応体制を整備するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会等の運営

当事業年度において、取締役会は25回開催され、各議案について審議及び決定を行うとともに、業務執行の状況等を監督いたしました。取締役会においては活発な意見交換が行われており、意思決定の迅速化及び監督の実効性の確保に努めております。

また、監査等委員が取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べることにより、監督機能の強化を図っております。加えて、リスク・コンプライアンス委員会における審議内容については、適宜取締役会に報告しております。

② リスク・コンプライアンス管理

当社は、リスクマネジメント・コンプライアンス規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、当社におけるリスクの評価を行うとともに、必要な低減策の検討及び実施に努めております。また、同委員会における審議内容については取締役会に報告し、全社的なリスク管理の実効性向上を図っております。

コンプライアンス面では、役職員の理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するため、ハラスメント等に関する教育研修を適宜実施いたしました。

さらに、反社会的勢力の排除に向けて、「反社会的勢力排除規程」及び「反社会的勢力排除実施要領」を整備し、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当要求を断固として拒絶する旨を全役職員に周知しております。また、当該要領に基づき、管理部において取引先調査を実施しております。

③ 内部監査・監査等委員の連携

監査等委員による監査については、監査等委員会を構成し、同委員会において監査等委員会規程、監査等委員監査基準及び監査計画等を定めたうえで監査を実施し、その実効性の向上に努めております。

また、監査等委員は、代表取締役、業務執行取締役、監査法人及び内部監査担当者と必要に応じて会合し、コンプライアンスや内部統制の整備・運用状況等について意見交換を行うなど、相互連携の充実を図っております。

内部監査については、内部監査規程に基づき、業務監査実施項目を検討したうえで監査を実施しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月 1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益剰余金 繰 越 利 益 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	80,000	2,564,818	159,662	2,724,480	△ 1,499,008	△ 1,499,008
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	2,613,187	2,613,187		2,613,187		
減 資	△ 660,490	△ 678,856	1,339,346	660,490		
欠 損 填 補			△ 1,499,008	△ 1,499,008	1,499,008	1,499,008
当 期 純 損 失					△ 2,466,416	△ 2,466,416
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	1,952,697	1,934,330	△ 159,662	1,774,668	△ 967,407	△ 967,407
当 期 末 残 高	2,032,697	4,499,149	－	4,499,149	△ 2,466,416	△ 2,466,416

	株主資本	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	株主資本 合 計		
当 期 首 残 高	1,305,472	1,072,397	2,377,869
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	5,226,374		5,226,374
減 資	－		－
欠 損 填 補	－		－
当 期 純 損 失	△ 2,466,416		△ 2,466,416
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	－	△ 759,500	△ 759,500
当 期 変 動 額 合 計	2,759,958	△ 759,500	2,000,458
当 期 末 残 高	4,065,430	312,897	4,378,327

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 預金と同様の性格を有する有価証券は移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～15年

工具、器具及び備品 4年～10年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 5年

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損処理)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 7,729千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として管理会計上の区分（事業セグメント）ごとに減損の兆候の有無を判定しております。

減損の兆候があると認められる場合は、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの

総額と帳簿価額とを比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。

会計上の見積りに用いた仮定のうち重要と判断したものは、将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画における事業収益の成長見通しであります。しかしながら、当社の創業事業においては、研究開発費が先行するという事業の特性上、現段階では将来キャッシュ・フローの見積りに不確実性があることから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能価額をゼロとし、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、今後の経営環境の変化等の要因により、これらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 3,402千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 17,983,145株

- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 一株

- (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 236,150株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は創薬事業に係る研究開発計画（原薬製造計画を含む）に照らして、必要な資金を調達（主に新株発行による資金調達）しております。また、一時的な余資は決済用普通預金口座に預け入れております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

有価証券は、外貨建てMMFであります。これらは安全性及び流動性の高い金融資産であります。外貨建てMMFは為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払費用は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。また、一部の外貨建てのものについては為替の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

a.市場リスクの管理

当社は一時的な余資を決済用普通預金口座に預け入れることで、市場リスクを回避しております。また、外貨建て債務の為替変動リスクについて、為替相場の状況を継続的に把握しております。有価証券は、外貨建てMMFであり、為替変動による影響を定期的にモニタリングしております。

b.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、これ以外の金融商品についても短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

② 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,451,544	－	－	－
未収還付消費税等	42,840	－	－	－
未収還付法人税等	4,048	－	－	－
合計	4,498,434	－	－	－

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	2,937,126千円
減価償却費超過額	1,696千円
資産除去債務	1,562千円
未確定債務	16千円
株式報酬費用	98,622千円
繰延税金資産小計	3,039,024千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,937,126千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△101,897千円
評価性引当額小計	△3,039,024千円
繰延税金資産合計	－千円

繰延税金負債

繰延税金負債合計	－千円
繰延税金資産の純額	－千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
法人主要株主	JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合	被所有 10.3%	株主	新株予約権行使	83,000	—	—

(注) 新株予約権の行使は、2024年12月24日に発行決議を行った第8回新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産 226円07銭

(2) 1株当たり当期純損失 (△) △195円08銭

(注) 当社は、2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純損失を算定しております。